

(利用者向け)

吹田市産後ケア事業 利用方法及び注意事項

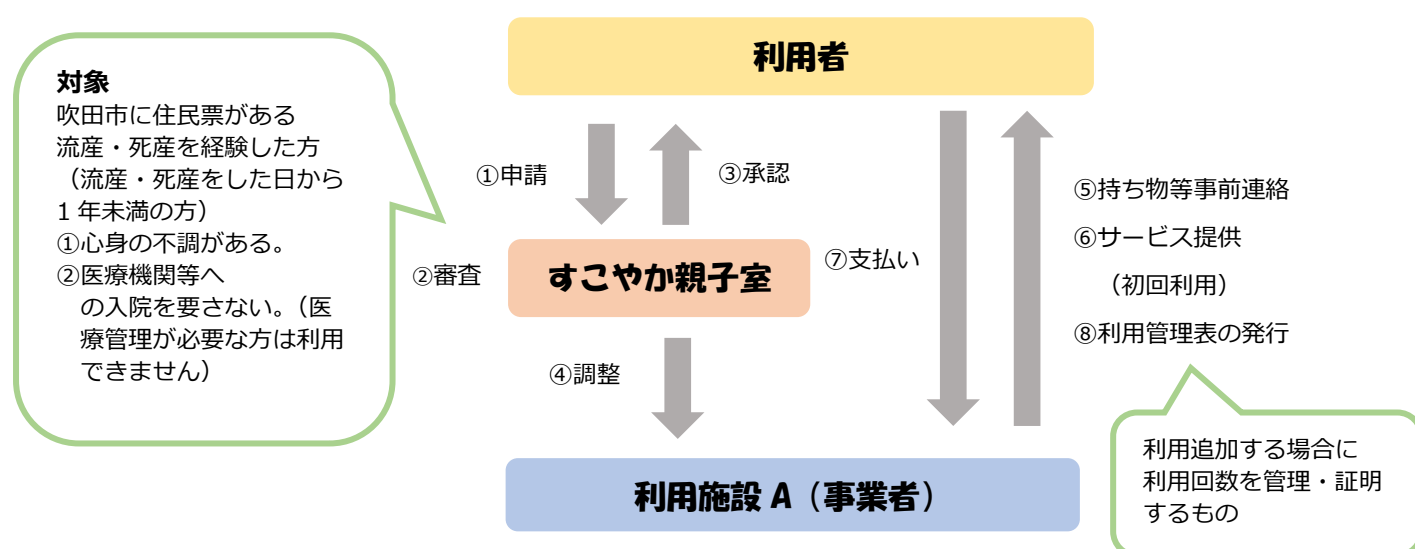
(流産・死産を経験された方へ)

吹田市すこやか親子室(保健センター)

令和7年7月作成

吹田市産後ケア事業を利用するにあたり、下記について必ずご確認ください。

1 申請から初回利用までの流れ



(1) 申請から承認まで

電子申込システムから申請してください。審査・調整にはお日にちを要する場合がありますので、日程に余裕をもってお申し込みください。

申請日から約1週間以内(土休日、年末年始を除く)に、担当者からお電話させていただきます。審査のため、体調等について、面接・訪問・電話のいずれかで詳細をお伺いします。連絡がつかない場合は、利用できないことがありますので、ご了承ください。

【御注意ください】

利用にあたっては、すこやか親子室への利用申請と利用承認が必要です。手続き前に利用された場合は、市の産後ケア事業の利用とはみなされず、費用は市の補助の適用外となり、すべてが自己負担となります。必ず、初回利用前には利用申請を行い、利用承認を受けてください。

(2) 調整について

承認後に調整を行います。連絡がつかない場合や、利用施設(事業者)の混み具合等によっては、ご希望に添えない場合があります。なお、入院中の方は、退院日が確定してから調整を開始します。

(3) 利用施設(事業者)からの事前連絡

利用日までに利用施設(事業者)から持ち物等の事前連絡があります。連絡がない場合は、直接利用施設(事業者)にご確認ください。

2 利用に関する注意事項

(1) 利用条件

・利用者が発熱や風邪症状、下痢・嘔吐等の感染症を疑う体調不良が認められる場合は、産後ケア事業の利用はできません。また、利用開始後に、同様の体調不良が認められた場合は、利用を中止させていただくことがあります。利用前に体調不良がある場合は、早めに利用施設/事業者にご連絡ください。

(2) 利用決定後に変更及びキャンセルをする場合

利用日の前々日(土休日、年末年始の場合はその前日)の午後 5 時までに利用施設/事業者へ連絡してください。ご連絡がない場合はキャンセル料が発生します。

(3) 自己負担金等の支払いについて

自己負担金は、利用施設(事業者)に直接お支払いください。支払い方法はご確認ください。なお、施設利用の場合は施設までの交通費は利用者負担になります。

(4) 利用期限内に住所や世帯課税状況等が変わる場合

速やかにすこやか親子室まで連絡してください。

3 利用について

(1) 利用上限について

デイサービス型(短時間型含む)はそれぞれ最大 7 日、訪問型は、3 回(1 回/日)利用することができます。

利用期限や利用上限を超えて利用された場合は、全額自己負担での利用となります

(2) 利用管理表について

利用管理表は、利用回数を管理・証明するものですので、大切に保管してください。

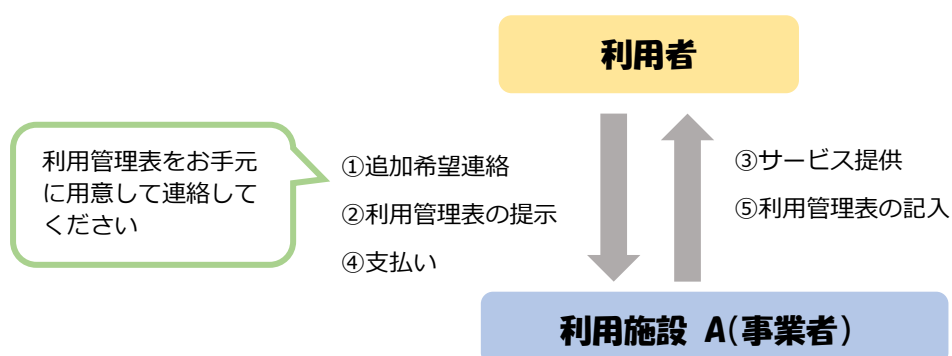
本事業を初めて利用するときに、利用施設(事業者)から発行されます。

利用の都度、必ず利用管理表を利用施設(事業者)に提示してください。提示のない場合は、本事業を利用することができません。利用日・利用施設等の記入は、施設の職員や事業者の職員が行いますので、職員記入欄には記入しないでください。

利用管理表を紛失等した場合は、すこやか親子室までご連絡ください。再発行までに 2 週間程度を要します。

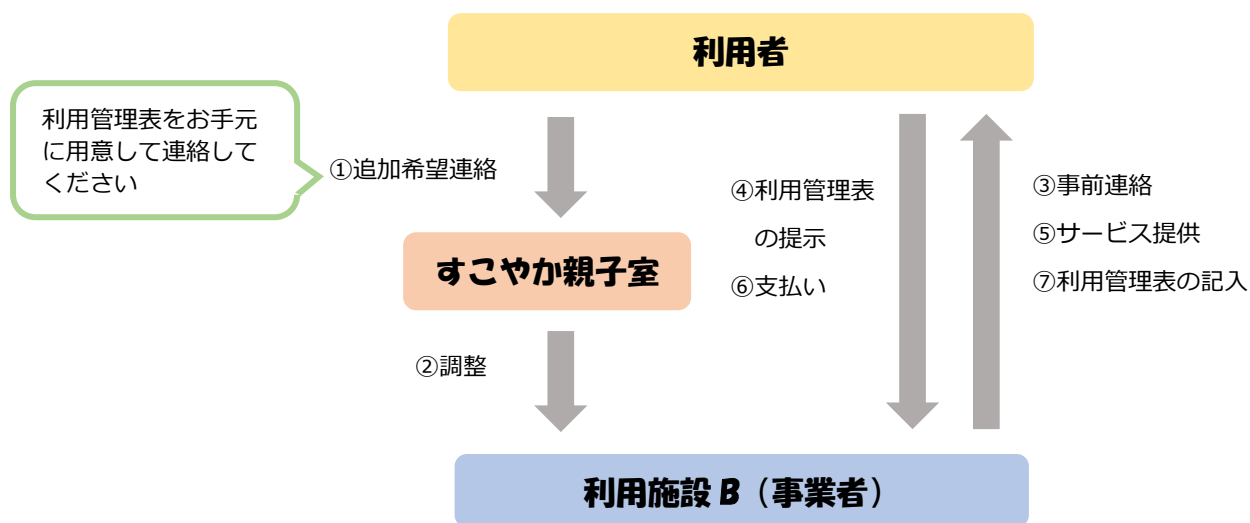
(3) 利用追加の流れ

ア 利用したことがある施設/事業者を希望する場合



再度の利用を希望する場合は、利用管理表を必ずお手元に用意し、施設に直接ご連絡ください。
残回数を確認し、日程調整を行います。

イ 利用したことがない施設/事業者を希望する場合



※初めて利用する施設(事業者)を希望する場合は、すこやか親子室にご連絡ください。調整にはお日にちを要する場合がありますので、日程に余裕をもってご連絡ください。連絡が繋がらない場合や、混み具合等によっては、ご希望に添えない場合があります。連絡する時は、残回数を確認し、日程調整を行うため、利用管理表を必ずお手元に用意して連絡してください。

※利用したことがある施設(事業者)を希望する場合は、施設(事業者)に直接お電話ください。2回目以降のお申込みは、当該施設(事業者)の初回利用日以降に行ってください。また、産後ケアを希望する方が幅広くご利用いただけるように、原則として、次回1回目分までのお申込みとしていただくよう、ご協力をお願いします。